

鳥羽市都市再生協議会設置要綱
(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第81条の規定に基づく立地適正化計画の作成に関し必要な協議を行うため、法第117条第1項の規定に基づき、鳥羽市都市再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 立地適正化計画の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選により定めるものとし、副会長は、会長が委員のうちから指名するものとする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、その議長と

なる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見等を求めることができる。
- 5 委員が会議に出席できないときは、当該委員が指名する者（同じ団体又は所属の職員とする。）が代理として出席できるものとする。

（庶務）

第7条 協議会に関する庶務は、建設課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。